令和８年 11 月５日付け公告の内容

このたび、安芸高田市の一部を地域とする県営土地改良事業（区画整理事業　火の谷地区）の事業計画変更にあたり、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号。以下「法」という。）第８８条第１８項において準用する法第８７条の３第６項に規定にする事業計画概要等について安芸高田市長と協議したいので、法第８８条第１８項において準用する法第８７条の２第８項の規定によって、この旨を公告する。

なお､この土地改良事業計画変更の概要書を次により縦覧に供するので、意見のある者は令和８年 11 月 25 日までに広島県知事へ意見書を提出されたい。